

第2 業務改善に係る意見・提言

1 公社等における内部統制について

公認会計士による会計点検調査で指摘された公社等における内部統制の整備は、公社等の組織の運営、業務執行管理体制にとって、基本的な事柄であることから、各公社等において早急に整備し、その意味や目的、必要性等について認識を高める必要がある。

(1) 内部統制のガイドライン（指針）の作成

公社等が、自らの内部統制を整備するにあたって、その水準をより高いものとするためにも、その設立主体である県とともに、公社等に共通する標準的な事項等について、内部統制のガイドライン（指針）を作成すべきである。

ガイドラインの作成に当たっては、次の点に留意すべきである。

収入・支出以前の関連業務を網羅する。

承認・決裁の責任の所在及び承認・決裁の規準を示す。

自己点検（自己検査）に関する事項を入れる。

総務・給与・職務分掌・職務権限・経理・購買・印章管理規程等、各規程の見直しと標準化を図る。

なお、ガイドラインを作成するにあたっては、一例として、各公社の総務・経理担当、県職員及び公認会計士からなるプロジェクトチームにより行うことが考えられる。

本来、内部統制はその目的を達成するために公社等組織体のトップ自らが設定するものであることから、ガイドラインのどの項目を選択するかは、公社等のトップの判断で行う。

(2) 内部統制に関する認識の醸成

公社等の内部統制に関する認識を高めていくために、内部統制の意味と目的、その整備と運用の責任などについての研修会、勉強会等を実施すべきである。

また、内部統制は各公社等内の組織全体で取り組むべき課題であることから、職員全員に周知徹底を図り、内部統制に関する認識を継続させ

る必要がある。

(3) 内部統制の整備状況・運用状況の確認

監事による監査、自己点検（自己検査）、所管部局等の指導監督などにおいては、それぞれの目的の前提として、内部統制の整備状況の妥当性及び運用の有効性を確かめることに特に配慮する必要がある。

また、公社等は、内部統制を補完・強化し、開示情報の信頼性を高めるためにも、外部監査の実施について検討すべきである。